

エコパートナーくまもと
平成17年度第4回企画運営委員会・第3回リーダー会議
議事録

日 時：平成17年12月6日(火) 19:00～21:00

会 場：熊本市役所駐輪場8階会議室

参加者：20人(会員14人、環境企画課6人)

進 行：山口委員長

第4回企画運営委員会

【審議事項】エコパートナーくまもとの組織体制見直しについて(議長：間副委員長)

1 スケジュールについて

以下のスケジュール案が間副委員長から示され、全会一致で承認された。

○第1回(12月6日)

会則・事務局規程・会計規程の全ての条文に関して、忌憚のない意見を交わす。

それを受けて、企画運営委員長、副委員長、希望者をいれた会議で組織規約提案内容を検討。

○第2回(1月下旬予定)

会則に関する見直し案の提示と討論

○第3回(2月下旬予定)

事務局規程・会計規程に関する意見交換と見直し

総会議案に関する検討(役員人事も含む)

2 会則について

現行会則の読み合せを行い、各条項について議論した。

条項	現行条文	意見
(名称) 第1条	この会の名称は、環境パートナーシップくまもと市民会議(以下「本会」という。)とし、通称を「エコパートナーくまもと」とする。	
(目的) 第2条	本会は、熊本市環境総合計画に基づき、市民、事業者、民間団体及び市等が協働して地球市民としての環境に配慮した行動を推進し、もって地域の良好な環境の保全と創造に資することを目的とする。	
(基本方針) 第3条	本会の基本方針は次のとおりとする。 (1) 会員の構成員一人ひとりが環境問題について学び、環境を守る行動を実践する。 (2) 統一的な行動やプロジェクトを実施することで環境を守る行動の輪を広げる。	<ul style="list-style-type: none">・ワーキンググループの主体性に関する規程がないため、「統一的」という表現に違和感を覚える。・設立から3年経って「統一的」行動がとれていないことが問題である。

	<p>(3) 会員の持つ専門的な知識や活動を地域づくりや環境教育・学習の支援に活かす。</p> <p>(4) <u>本会議</u>の取り組みや環境に関する情報などを広く発信する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>統一的</u>」ということであれば、家庭ゴミ有料化は、非常に重要な問題であり、WG だけでなくエコパ全体で取り組んでいくべきである。 ・第2項、3項は現状では活かされていない。 ・(3) を実行するためには現在の予算措置を含め検討すべき。 ・現在の基本方針は尊重しながら、ワーキンググループの主体的活動に関する規定を入れる必要あり。 ・(名称)を規定する第1条に「<u>本会</u>」とあるのに、「<u>本会議</u>」は不適切。
(事業) 第4条	<p>本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 環境に配慮した市民生活や事業活動の情報の収集及び発信に関すること。</p> <p>(2) 協働して行う環境に配慮した市民生活や事業活動の推進に関すること。</p> <p>(3) 環境に配慮した地域づくりの支援に関すること。</p> <p>(4) その他、環境総合計画の推進に関すること。</p>	
(構成) 第5条	<p>本会は、本会の目的に賛同し、熊本市内に居住し又は勤務・活動する市民、事業者、民間団体及び<u>公共団体</u>で構成する。</p>	<p>「公共団体」という表現は、(目的)を規定する第2条の「市等」という表現に統一した方がいい。</p>
(会費) 第6条	<p>会員は、年1口以上の会費を次のとおり納入するものとする。</p> <p>個人会員 1口/年 1,000円</p> <p>団体会員 1口/年 5,000円</p>	
(役員) 第7条	<p>本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名以内</p> <p>(3) 理事 10名以内</p> <p>(4) 監事 2名以内</p> <p>2 会長は、本会を代表するとともに、会務を統括する。</p> <p>3 会長に事故ある時又は会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>4 役員は、会員の中から互選する。</p> <p>5 役員は、役員会を構成し、会務の運</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選考方法に関する規定がない。 ・会長、副会長の選考方法は、エコパがまだ発展途上ということもあり、明記しないほうがいい。 ・会員のアンケートの結果、理事にはワーキンググループリーダーの選出、会員からの自薦、他薦による選出も認めるべきという意見があった。

	<p>営を執行する。</p> <p>6 監事は、本会の会計を監査する。</p> <p>7 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事にはワーキンググループリーダーからも選出されることを明記し、人数を変更する。 ・ 役員選出の方法は別に定めればよく会則に明記する必要はないのではないか。 ・ 実際に活動しているのは WG であるのに、役員会、企画運営委員会、リーダー会などが沢山あって WG のメンバーには全体像が見えないため、組織を単純化したほうがいい。 ・ 役員会は機能していないのでいいという意見もあるが、エコパの活動を広く展開していくためには必要であり、いかに機能させるかを議論していくべき。 ・ 役員会を積極的に変えていくより、実際の活動を充実させた方がいい。
(総会) 第8条	<p>総会は、年1回以上会長が招集する。</p> <p>2 総会の議長は会長が行う。</p> <p>3 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 総会は、次の事項を審議し、決定する。</p> <p>(1) 事業計画及び予算に関すること。</p> <p>(2) 事業報告及び決算に関すること。</p> <p>(3) 役員の互選に関すること。</p> <p>(4) 会則の改正に関すること。</p> <p>(5) その他、本会の運営において重要と認められる事項。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総会の定足数については、発足時に、「足かせとなり動けなくなる可能性が大きいので漠然としたものがいい」という会員からの意見があり定めなかった。 ・ 法人ではないので、定足数は必要ない。
(専決事項) 第9条	<p>会長は、総会において当該年度の予算が決定する前に、事務又は事業の性質上必要があると認めるときには、前条第4項の規定にかかわらず、役員会の決定に基づき、予算を執行できるものとする。この場合において会長は、次の総会において執行状況を報告するものとする。</p>	

<p>(企画運営委員会) 第10条</p>	<p>本会の方針に基づき、協力して必要な事業を推進するため、役員会の下に企画運営委員会を置く。</p> <p>2 企画運営委員会は、事業計画・予算の作成及びその事業の運営を行う。</p> <p>3 企画運営委員会は、会長が指名する者及び会員の中から希望する有志をもって構成する。</p> <p>4 企画運営委員会の事業を総合的に調整するため、企画運営委員の互選により委員長を置く。 委員長は、役員会において企画運営委員会の活動状況を報告する。</p> <p>5 企画運営委員会は事業を円滑に推進するため、ワーキンググループを置くことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体会(会員の誰もが参加できる会議)はエコパ形成過程に必要なものであり、もう必要はないのではないか。 ・ 企画運営委員会は会員誰もが参加できる会となっているが、現状は参加者はリーダー会のメンバーとほぼ同じである。 ・ あまりに急激な変化は望ましくないので、全体会は残すべき。 ・ リーダー会と企画運営委を合体させ、現企画運営委委員長、副委員長、各リーダーをいれた会議に一本化する。 ・ その名称を企画運営委員会とし、全体会は別のものとする。 ・ 名称は「運営委員会」などに変える。 ・ WG に所属していない人の意見も反映できるよう、希望する会員は会議に参加できるよう配慮する。 ・ 一本化した会議の役割を示す。例えば、予算作成、提案権や全体事業の執行権、WG の調整など。 ・ 事業者、市からの半ば強制的に参加を求める時のため、(3)企画運営委委員は会長の指名するもの・という条項は残す。 ・ 「運営委委員(仮称)」の任期を定める。2年の意見。
<p>(リーダー会議) 第11条</p>	<p>本会の運営を円滑に図るため、企画運営委員会の下にリーダー会議を置く。</p> <p>2 リーダー会議は、事業の総合的な調整を行う。</p> <p>3 リーダー会議は、企画運営委員会の委員長、副委員長、各ワーキンググループのリーダー、サブリーダー及び事務局員で構成する。ただし、会員の中から希望するものは、会議に参加することができる。</p> <p>4 会議を運営するにあたり、互選によりリーダーをおく。</p>	
<p>(事務局) 第12条</p>	<p>本会の事務局は、熊本市環境保全局内に置き、庶務及び会計事務を処理する。</p>	
<p>(委任) 第13条</p>	<p>この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。</p>	
<p>(ワーキンググループ)</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキンググループを規定する条項を加える。 ・ 参加資格、役割・権限等について明記する。例えば「ワーキンググループは会員であれば誰でも参加できる」、「この団体の活動方針に基づき具体的な検討、活動を実施する」など。

3 その他、エコパの在り方、見直しに関する意見

- ・ 会則改正の必要性について 来年度は役員の任期満了に伴う改選の時期であり、役員の選考に向けて会則を見直す必要がある。また、会員のアンケート調査での意見を反映させる必要がある。ワーキンググループ設置前にできた会則であるため、ワーキンググループに関する条文がないなど、現状とそぐわない部分があるため、全体的な見直しが必要である。
- ・ 会則の基本方針にあるとおり統一的な行動が必要であるが、現状はWG 毎の主体的な活動が主となっている。そのため、全体事業を行ってはどうか。
そのための予算は、市のWG 事業費補助金から支出してもいいか？（事務局）問題ない
- ・ 「エコパートナーの活動を市の施策にいかすためのしくみや行政との協働のあり方、ひいては「エコパートナーくまとの存在意義は何か？」がより重要であり、会則（文言）改正よりもそういったことを議論すべきではないか」との意見がでた。それに対して「会則は理念に近いものであり指針とは違う。市の施策にどういかにされるかということは、日常の活動の中で模索することではないか」との意見がだされた。
- ・ 「エコパートナーの目指すものは、ラウンドテーブル（様々な団体、主体が集まって協議する場）であって、一つの組織ではない」との意見がでた。それに対し「ラウンドテーブルであれ、会則は必要で、決定機関、運営機関などを明記しなければならない。エコパが一つの組織をめざすのか、ラウンドテーブル的なものをめざすのかは今後全体で検討してはどうか」という意見が出された。
- ・ 「現行会則は現状に見合わない部分は多いが、細かいところまで決めていくと縛りがきつくなる。それより、『エコパをどういう会にしたいのか』について合意形成を図るべきである。」
- ・ 「エコパ本来の在り方（姿）は、エコパで企画したものを市民に提案し、多くの市民が活動するものではないか。自分でなんでもかんでもやるのではなく、やる人を作っていくのがエコパである。」これに対し、「リーダー自ら動くことも大事」との意見もあった。
- ・ 行政（職員）も会員であるという意識を持つ必要があるが、そこまで至っていない。会議では行政職員は一会員として議論に参加すべきである。
- ・ 組織の見直しについて、ワーキンググループで活動をしているメンバーの意見を十分に聞いてから変えてもいいのではないか。
- ・ エコパのビジョンを確かめ、共有し、「エコパとは何か」を話し合う場が必要。

4 本会議のまとめ

「基本方針」に関する提案

- ・ (2)の統一的な行動やプロジェクトを実施することで環境を守る行動の輪を広げる
- ・ WGの主体的活動に関してまったく触れられていない。基本方針にその項目を入れる。

- ・(4)の「本会議の取り組み」を「本会の取り組み」に変更

「構成」に関する提案

啓発

- ・「市民、事業者、民間団体及び公共団体」を「市民、事業者、民間団体及び市等」と変更

「役員」に関する提案

- ・役員会は現段階では機能していないとしても、エコパートナーが広く活動を展開する上では必要なものであり、それを如何に機能させるかという方向で検討する。
- ・理事にはワーキンググループリーダーからの選出及び、会員からの自薦、他薦による選出も行うこととし、理事の人数枠を増やす
- ・会長、副会長の選考方法は明記せず、これまでどおりとする

「総会」に関する提案

- ・定足数は現段階ではもうけない(将来的には決めることを妨げるものではない)

「企画運営委員会」及び「リーダー会議」に関する提案

- ・リーダー会と企画運営委員会を合体させ、現企画運営委員長、副委員長、各リーダーをいれた会議に一本化する。
- ・「全体会議(会員の誰もが参加できる会議)」の是非については、引き続き検討する。
- ・一本化した会議の役割を示す。例えば、予算作成、提案権や全体事業の執行権、WGの調整など。
- ・(3)企画運営委員長は会長の指名するもの・という条項は残す。
- ・一本化した会議の任期を定める。2年の意見。

「ワーキンググループ」に関する提案

- ・項目を新しくつくる
- ・「ワーキンググループは会員であれば誰でも参加できる。」「この団体の活動方針に基づき具体的な検討、活動を実施する」などの条項をいれる。

5 今後の予定

○今回出された意見をもとに各ワーキンググループで議論し、その意見を委員長、副委員長・希望者による会議に出す。

○委員長、副委員長・希望者による会議で、見直し案を作成

○第2回(1月下旬予定)：会則に関する見直し案の提示と討論

○第3回(2月下旬予定)：事務局規程・会計規程に関する意見交換と見直し
総会議案に関する検討(役員人事も含む)

第3回リーダー会議（議長：荒木副委員長）

【承認事項】各WGの内部講師等謝礼金執行計画の承認

第3回企画運営委員会で決定された内部講師等謝礼金に関し、今年度分の執行計画が4つのWG（エコフリマWG、水と緑WG、グリコンWG、自転車WG）から提出され、全会一致で承認された。

なお、今年度における執行計画の提出・承認は、今回が最後である。

【連絡事項】

○今年度のWG事業費の執行状況について

- ・ 各WG毎にこれまでの執行状況を確認し、未執行分については今後の執行予定を1月中旬までに事務局まで報告する。
- ・ また、追加執行計画があるところはその計画についても1月中旬までに事務局まで報告する。

○来年度のWG事業計画（予算）の策定について

各WGの事業計画（予算）を1月中に策定する。
提出期日についてはメールで指定して流す。

○会費の納付について

各WG毎に所属する会員に、納入を呼びかける。